

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和2年 4月 2日

横浜市契約事務受任者
横浜市緑区長

1 契約の概要

工事名 水路護岸変状に伴う応急復旧工事

2 履行(納品)場所

緑区長津田町3161番地

3 契約日

令和元年12月19日

4 履行日又は履行期間

令和元年12月19日から令和2年3月31日まで

5 契約金額

17,512,000円

6 契約の相手方(名称及び所在)

宮内建設株式会社

緑区鴨居4丁目63番5号

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

護岸変状が進行することにより、護岸崩落による歩車道陥没の危険性が高まり、道路通行者の安全が確保できないと判断したため。

8 契約の相手方の選定理由

当土木事務所管内の災害協力会社でもあり、平成29年にも同様の工事を行った経験を持ち、今回の緊急工事にも対応できる体制が整っていたため。

9 所管課

緑区緑土木事務所